

大口町地震対策補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震による被害を未然に防止するために、居宅の安全な空間を確保するための対策又は住宅の出火及び延焼を居住者等が自ら防止するための対策（以下「地震対策」という。）を実施する者に対し、費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、地震発生時における被害の減少と自助による町民の防災力の向上を目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号を全て満たすものとする。

- (1) 現に大口町に住所を有する世帯主
- (2) 自らの居住用の住宅に地震対策を実施した者
- (3) 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者

(補助対象)

第3条 この要綱による補助対象事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 家具等を壁面等に固定又は安定させ、地震による転倒を防止するための器具の取付け
- (2) 地震による食器等の落下を防止する器具の家具への取付け
- (3) 地震によりガラスが破損した際に破片の飛散を防止するための用具の取付け
- (4) 地震時に一定以上の揺れを感知した場合に自動的に通電を遮断し、電気に起因する火災を防ぐ機具で、次のア又はイに掲げるものの取付け

ア 分電盤タイプ 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規格で定める構造及び機能を有するもの

イ 簡易タイプ 「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」（平成27年2

月17日大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会公表)で定める簡易タイプの性能評価に基づき、一般財団法人日本消防設備安全センターの認証を有するもの又は同等の性能を有すると認められるもの

(補助対象期間)

第4条 この要綱による補助の対象とする工事、購入等の期間は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業の工事又は購入に要した経費(消費税を含む。)の額に3分の2を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じるときは、これを切捨てた額)とし、10,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、平成29年4月1日から平成31年4月30日までに、大口町地震対策補助金交付申請書(様式第1)に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。

- (1) 製品等の規格が分かる書類(カタログ又はパンフレット等)
- (2) 地震対策の内容及び工事日(購入日)が記載された領収書(発行責任者の氏名が記入された原本)又はレシート
- (3) 施工写真(完成写真)

2 前項に規定する補助金の申請は、1世帯につき1回とする。

3 町長は、領収書又はレシートの原本に受付印を押印し、その写しを町が保管し、原本を申請者に返還するものとする。

4 第三者から借り上げた住宅に釘等で地震対策を施工し、その世帯主がこの要綱による補助金を申請するときは、あらかじめ所有者の同意を得、その同意書(様式第2)を添付するものとする。

(交付決定等)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、大口町地震対策補助金交付決定(却下)通知書(様式第3)により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者は、速やかに大口町地震対策補助金交付請求書（様式第4。以下「請求書」という。）を町長に提出するものとする。

2 請求書に記載された預金口座の名義が申請者以外の場合は、その口座名義人の委任状を添付するものとする。

(交付方法)

第9条 町長は、前条により補助金の請求を受けたときは、当該請求の日から30日以内に請求書に記載された預金口座へ振り込むことにより、補助金を交付するものとする。

(返還)

第10条 町長は、虚偽その他不正の手段によりこの要綱による補助金の交付を受けようとした者又は受けた者に対し、大口町地震対策補助金交付決定取消通知（返還命令）書（様式第5）により、補助金の全部又は一部の交付決定を取消し、又はその返還を命ずることができる。

(検査)

第11条 町長は、必要があると認めたときは、補助金の事務を所掌する課の職員に地震対策の検査をさせ、又は関係者の意見を聞くことができる。

(購入後の責任)

第12条 この要綱により補助を受けた地震対策の施工後に生じた損害、設置に関わる問題等について、大口町は一切その責任を負わない。

(庶務)

第13条 この要綱における補助金の事務は、地域協働部町民安全課において処理をする。

(その他必要事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、地震対策補助金について必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成29年3月29日 大口町告示第22号）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日から起算して3年を経過した日に、その効力を失う。

様式第1 (第6条関係)

大口町地震対策補助金交付申請書

年 月 日

大口町長様

住所 大口町

申請者(世帯主) 氏名 ⑩

電話 ー

大口町地震対策補助金交付要綱第6条の規定により、大口町地震対策補助金の交付を受けたいので申請します。

記

防災対策事業の内容		
購入等店名	所在地	
	店名	
	連絡先	
事業金額	金 円 (内 消費税 円)	
補助金申請額	事業費×2/3 (100円未満切捨て) 限度額10,000円 金 円	
実施・購入年月日	年 月 日	
建物の所有区分	持ち家 借家 その他 ()	

添付書類

- 1 製品等の規格が分かる書類 (カタログ又はパンフレット等)
- 2 地震対策の内容及び工事日 (購入日) が記載された領収証 (発行責任者の氏名が記入された原本) 又はレシート
- 3 施工写真 (完成後の写真。デジタル画像可)

様式第2（第6条関係）

同意書

年 月 日

大口町長 様

所有者

住 所 大口町

氏 名 印

電話番号 () -

下記事項に基づき、私の所有する物件に対して地震対策を講じることについて同意します。

記

1 依頼者 住 所

氏 名

2 地震対策の内容

様式第3（第7条関係）

大口町地震対策補助金交付決定（却下）通知書

第 号

年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日付けで申請のありました大口町地震対策補助金については、交付することを決定した（却下する）ので、大口町地震対策補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

については、交付決定された金額は、下記のとおりです。

記

1 補助金交付額 円

様式第4（第8条関係）

大口町地震対策補助金交付請求書

年 月 日

大口町長 様

申請者（世帯主）住所 大口町

氏名 ⑩

電話 ー

大口町地震対策補助金交付要綱第8条の規定により、大口町地震対策補助金を下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所
預金種別	普通・当座	
口座番号		
ふりがな		
口座名義人		

*振込先口座名義人が申請者本人でない場合は、委任状（別紙）の添付をお願いします。

(別紙)

委任状

平成 年 月 日

大口町長 様

住 所 大口町

氏 名 ⑩

電話番号 () -

下記の者の口座に振り込んでください。

補助金 振込先 金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協										本 店 支 店 出張所
預 金 種 別	普通・当座	口座番号									
ふりがな											
口座名義											

様式第5（第10条関係）

大口町地震対策補助金交付決定取消通知（返還命令）書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日付け大 第 号にて交付決定した大口町地震対策補助金については、当該交付決定を取り消す（とともに、その返還を命ずる）ので通知します。

については、交付済の下記の金額を速やかに大口町に返還してください。

記

金	円也
---	----